

[資料]

資料1 使用申込時における縁故者の記入例（愛知県半田市）

様式第1（第3条関係）

年 月 日

墓 地 使 用 許 可 申 請 書

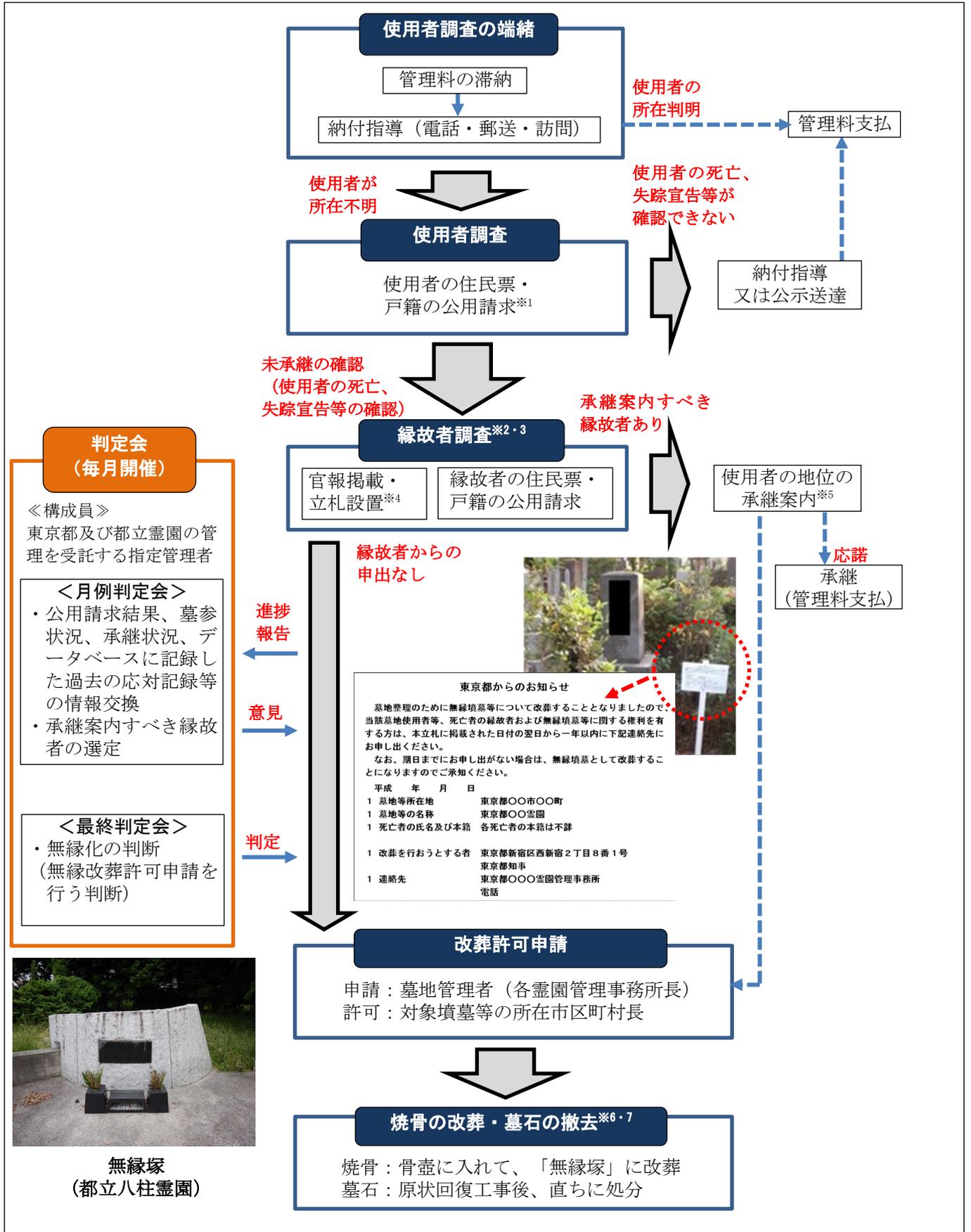
半 田 市 長 殿

本 籍
申請者 〒 _____
住 所 半田市
ふりがな
氏 名 _____ 印
電話番号 (_____) _____
生年月日 _____ 年 月 日

次のとおり墓地の使用許可を申請します。
なお、墓地の使用については、法令及び許可の条件を遵守します。
また、申請者以外の連絡先を記載することについて同意を得ています。

墓地の名称	<input type="checkbox"/> 有脇墓地 <input type="checkbox"/> 北部墓地 <input type="checkbox"/> 乙川一色墓地 <input type="checkbox"/> 北谷墓地 <input type="checkbox"/> 成岩墓地 <input type="checkbox"/> 黒石墓地			
区画番号	等 地 号 番			
申請者以外 の連絡先	第一 連絡先	ふ り が な		
		氏 名		
		住 所		
		申請者との続柄	電話番号	
	第二 連絡先	ふ り が な		
		氏 名		
		住 所		
		申請者との続柄	電話番号	
摘 要				

資料2-① 無縁墳墓等の解消のための手順（東京都）



※1 使用者の住民票の公用請求により、使用者の住所及び本籍地を確認する。また、必要に応じて、使用者の本籍地に対する戸籍の公用請求により、使用者の生死、失踪宣告の有無等を確認する。

※2 管理料滞納の納付指導から縁故者調査対象となるまでに約5年以上

※3 使用者の住民票及び戸籍、死亡届出人やデータベースから縁故者（推定祭祀主宰者又は第一順位者）を推定。その上で縁故者の住民票の公用請求により、縁故者の住所及び本籍地を確認する。また、必要に応じて、縁故者の本籍地に対する戸籍の公用請求により、縁故者の生死、失踪宣告の有無等を確認する。

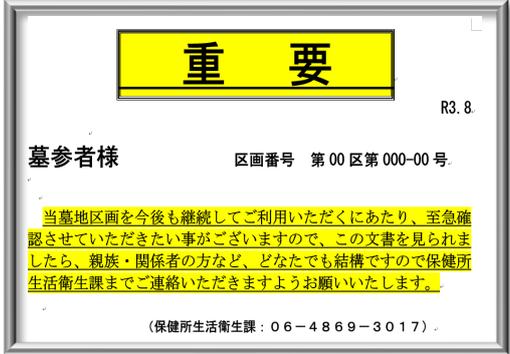
※4 例年、年に1回実施（施行規則第3条にのっとり設置）

※5 承継案内すべき縁故者は、使用者又は縁故者の戸籍から把握できる親族（民法第725条に規定される6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族（婚姻によりできた親族）の範囲内）を基本とする。

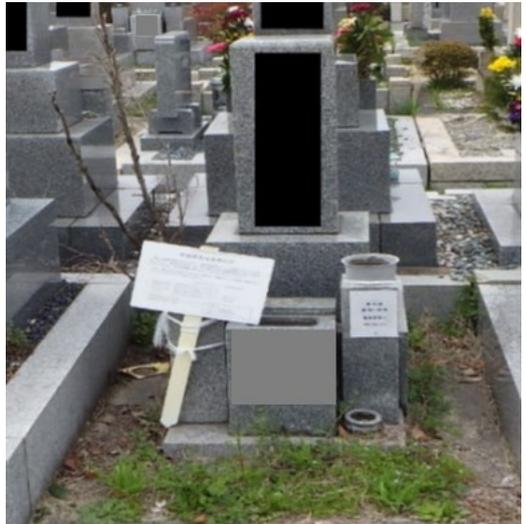
※6 縁故者調査から焼骨の改葬及び墓石の撤去終了までおおむね4～5年程度

※7 焼骨の改葬及び墓石の撤去費用は区画の面積、墓石の大きさ、埋蔵数等によるが、おおむね40～200万円/区画程度

資料 2-② 無縁墳墓等の解消のための手順（兵庫県尼崎市）



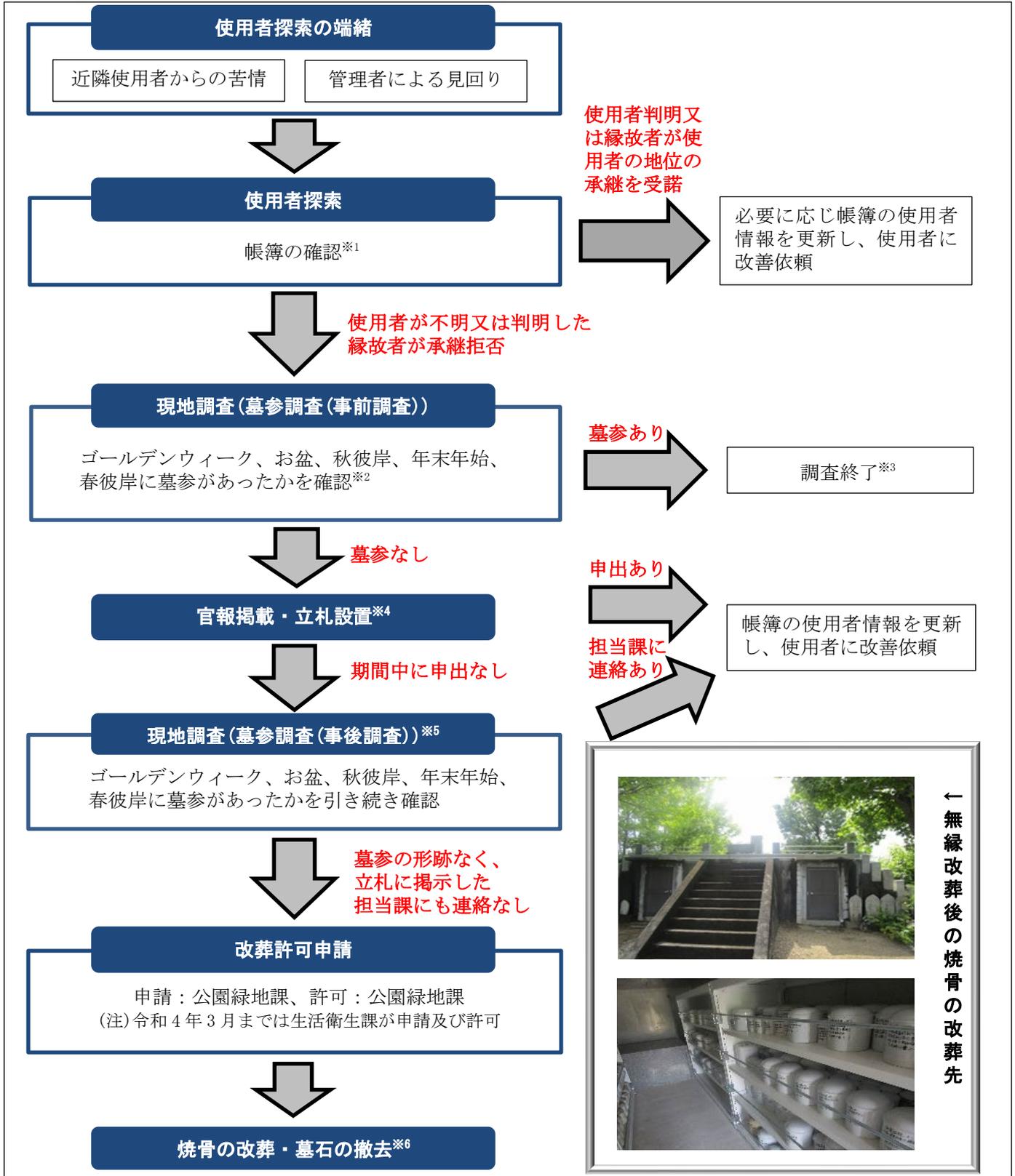
← 札かけ調査の文例



↑ 墓地区画内に立札を掲示した例

※1 この許可をもって「無縁墳墓」と確定する。
 ※2 墓地の寸法や石材の材質等の評価額（同等の墓地を新設する場合の費用）の算定を石材店に委託している。
 ※3 焼骨：骨壺を弥生ヶ丘墓園の無縁塚に一時保存。保存期間は未定
 ※4 墓石
 (1) 法令に墓石の保管期間の定めがなく、保管場所も限られているため、棹石のみ弥生ヶ丘墓園の敷地内に一時保存
 保存期間未定。民法第162条第1項を根拠に20年経過後廃棄するとの内規策定を検討中
 (2) 撤去費用は、数十万円/基（サイズによる。）
 (3) 無縁改葬対象区画者の選定から墓石の撤去まで、最短3年で実施

資料 2-③ 無縁墳墓等の解消のための手順（愛媛県松山市）



- ※1 帳簿の使用者名、住所、電話番号及び生年月日から、使用者又は縁故者に連絡を取れるか判断
使用者名、住所及び電話番号から使用者若しくは縁故者が不明又は生年月日から使用者が既に死去していることが推測され、縁故者も不明な場合には、使用者不明と判断
- ※2 献花の有無、清掃の痕跡等を年4回程度確認。2年間は現地調査を継続
- ※3 放置区画の整理が目的であるため、墓参形跡がみられればそれ以上使用者・縁故者の情報把握は行わず調査終了とする。
- ※4 対象は墓参形跡が見られない区画、随時実施。看板作成料：1,500円/本
- ※5 官報に掲載してから2年間は現地調査を継続。事後調査で縁故者の墓参及び立札を見て連絡があった場合、使用者の地位の承継を断られた例はない。
- ※6 焼骨：骨壺に入れて大明神墓地(松山市明神ヶ丘)の合葬墓地(無縁改葬専用。広さは12畳程度)に埋蔵
将来縁故者が焼骨の返還を求める場合に備え永年保管
墓石：保管スペースが限られているため、墓地の区画の片隅で悼石のみ永年保管
その他の石は、産業廃棄物として処分
撤去費用：無縁墳墓移転等業務
(区画の供養、墓石の撤去・移動、焼骨の移動) 3万円程度/基
無縁墳墓等処分業務
(墓石の処分) 3万円程度/基